

消費者主役の社会の実現に向けて

一刻も早く消費者行政新組織の創設を！

現在国会には、消費者行政を一元的に推進する新しい行政組織創設の法案が提出されています。

私たちは、長年にわたり消費者の権利が守られ促進される社会の実現に向けて、全国津々浦々で多彩な活動をつづけるとともに、政策提言を行ってきた立場から、今国会においてこの法案に係る審議が確実に行われ、消費者行政新組織の誕生が決まることを強く願っています。

新たな手口による振り込め詐欺のような犯罪や、悪質な事業者による消費者被害はなくなることなく、また食品偽装をはじめ、汚染米、メラミン混入など、食の安全・安心を脅かす事件事故が相次ぎ、消費者は毎日不安の中で生活しています。

しかしこうした消費者被害や食品事故、製品事故への政府・事業者の対応は、まだまだ消費者の目線にたったものとは言えません。

増幅している不安を解消し、消費者が安全で、安心して暮らせるための消費者行政のしくみを早急に作っていく必要があります。

また、地方における消費者行政の体制整備ときめ細やかな相談窓口の整備を進め、全国どこに住んでいても等しく消費者の権利行使が保証されるようにしなければなりません。

全国消費者団体連絡会による「都道府県における消費者行政調査」では、各地の消費生活センターが複雑化・専門化する消費者被害の解決・救済に追われ続けていること、そして消費者被害に対応している自治体の消費者行政が、財政的にも体制的にも苦しい環境下におかれていることが明らかになっています。調査に協力いただいた都道府県の担当者からは、リーダーシップのとれる“司令塔”的な強い権限を持った消費者庁を期待するとともに、地方の消費者行政の充実や財政支援を求める声が多く上がっています。

消費者の目線にたった一元的消費者行政をおしすすめることは、国民の誰もが支持しているものであり、また与野党を問わず、大多数の国会議員や地方議会議員が賛同できるものです。

私たちは、今国会において一元的消費者行政のあり方について真剣な審議が行われ、一刻も早く消費者行政新組織の創設が実現することを強く要望します。

2008年11月4日

第47回全国消費者大会参加者一同